

動物用医薬品（豚インフルエンザ・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（フルシユア ER））に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 22 年 4 月 15 日～平成 22 年 5 月 14 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通
4. 御意見・情報の概要及び動物用医薬品専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>豚インフルエンザの血清を輸入しておきながら利用されずに廃棄処分したと新聞にありました。</p> <p>豚インフルエンザなどの国民の健康に関するもので輸入や国内で調達するもので国民のために用意したワクチンは廃棄してはもったいないと思います。</p> <p>用意したなら、国民に強制接種をこころがけるべきだろうと思います。国民に接種していれば少なくとも豚インフルエンザのワクチン接種をしたものには今後必要としなくなるのですから、期限が来て捨てるということとはもったいない限りです。</p> <p>ワクチン接種において計画したら、期限内に使い切る方法として、国民皆接種を義務付けるべきだろうと思います。国民に抗体ができればそれ以上の摂取は必要がなく、ワクチンを破棄すれば、また豚インフルエンザが発生すれば大騒ぎをしたうえにまた輸入しなければならず、国民の税金を無駄にしたようなものです。</p> <p>国民のために節税になるように業務をしていただければと思います。</p>	<p>本審議結果（案）は、豚に使用することを目的とした動物用医薬品について、食品健康影響評価を行ったものです。</p> <p>いただいたご意見は、ヒト用医薬品についてのものであり、今回の意見・情報の募集の内容とは直接関係ないと考えますが、所管の厚生労働省にお伝えします。</p>